

広域景観計画の運用実態に関する研究

—(その2) 関門景観形成地域における表彰制度に着目して—

A Study on the Actual Situation of Regional Landscape Planning

-(part 2) A Focus on the Commendation System in KANMON Scenery Area-

○戸田山裕司¹, 横内憲久², 岡田智秀³, 押田佳子³, 清永修平⁴

*Yuji Todayama¹, Norihisa Yokouchi², Tomohide Okada³, Keiko Oshida³, Syuhei Kiyonaga⁴

Abstract: This study aims to establish for regional landscape planning through the relationships between local governments. Therefore, we focused on the commendation system because it is necessary to clarify the actual situation of SHIMONOSEKI-city and KITAKYUSHU-city in KANMON area.

1. 背景および目的—前稿では関門景観計画の届出制度において成果を上げた案件の特徴を示した。そうした優れた案件を景観計画の運用段階で普及させるためには、優れた案件を積極的に評価していくことが重要であり、その方策の一つとして、表彰制度があげられる。しかし、資金や人材面等において、新規の表彰制度を設けることは困難を伴うことも少なくない。そこで本稿では、関門地域における既存の表彰制度に着目し、その選考理由の特徴を捉えることより、関門景観計画の届出制度において優れた案件を表彰するにあたっての可能性を考察する。

2. 調査方法—下関市と北九州市の景観に関する表彰制度のうち、関門景観形成地域から選出された受賞作品に着目し、それらの選考理由について考察を行う (Table 1)。

3. 結果および考察—Figure 1 は、下関市と北九州市の関門景観計画で定める「関門景観形成地域」における受賞対象の分布、Table 2 は受賞対象の選考理由を示したものである。Table 2 に示すように当地域における表彰制度の始まりは、1981 (昭和 56) 年に北九州市で開始した「第 1 回優良建築物表彰制度」である。その後、本市で 1983 (昭和 58) 年「第 1 回緑の街かど賞」、1987 (昭和 62) 年「第 1 回建築文化賞」、1993 (平成 5) 年「第 1 回都市の色彩賞」が設けられ、1999 (平成 11) 年にはこれら 3 つを統合した「都市景観賞」が設けられた。一方、下関市では、1996 (平成 8) 年に「第 1 回都市景観賞」を設け、これは 2010 (平成 22) 年に下関市と豊浦郡 4 町の合併に伴い対象範囲が広域となったため「第 1 回景観賞」へと名称を変更して今も継続する。

(1) 受賞対象の分布—Figure 1 に示すように、受賞対象は、

Table 1. The method of study

項目	内容
調査文献	表彰制度、受賞対象となった案件など 文献 [1]~[3]
調査項目	表彰制度の目的、選定基準、受賞対象、選考理由など
調査対象	下関市: 「都市景観賞」および「景観賞」で表彰された 49 件中、関門景観形成地域の 14 件 北九州市: 「優良建築物表彰制度」「建築文化賞」「都市の色彩賞」および「都市景観賞」で表彰された 125 件中、関門景観形成地域の 14 件 (「緑の街かど賞」は除く)
ヒアリング調査	下関市役所都市計画課に対し都市景観賞および景観賞について調査 [2012 年 (平成 24) 年 9 月 21 日]
現地踏査	下関市および北九州市における関門景観形成地域全域 [2012 (平成 24) 年 8 月 6~9 日]

「関門景観形成地域」の中でも、関門景観の中心となる「核ゾーン」とその周辺に 28 件中 23 件が分布している。この要因は、核ゾーンを形成する「唐戸地区」や「門司港レトロ地区」が、かつて港町としての発展とともに建設された近代建築物が観光資源として保存され、近年は新たな観光施設も建設されたことにより、歴史的建築物と新たな観光施設が集積しているためと考えられる。

(2) 下関市における選考理由について—下関市における「都市景観賞」は、自然や歴史と調和した美しい都市景観を因る建築物等が対象であるため、選考理由は「外観のデザイン」や「歴史・文化」について多く見受けられる。また、関門景観条例が制定された 2001 (平成 13) 年は、『あるかぼ〜と』が選定されており、その理由には「海峡への配慮」「対岸への意識」などが含まれている。そして、翌年には、「海峡への配慮」「対岸への意識」が選考理由として評価された視点場として『彦島南公園』が選定された。このように、下関市における選考理由の特徴として 2001 (平成

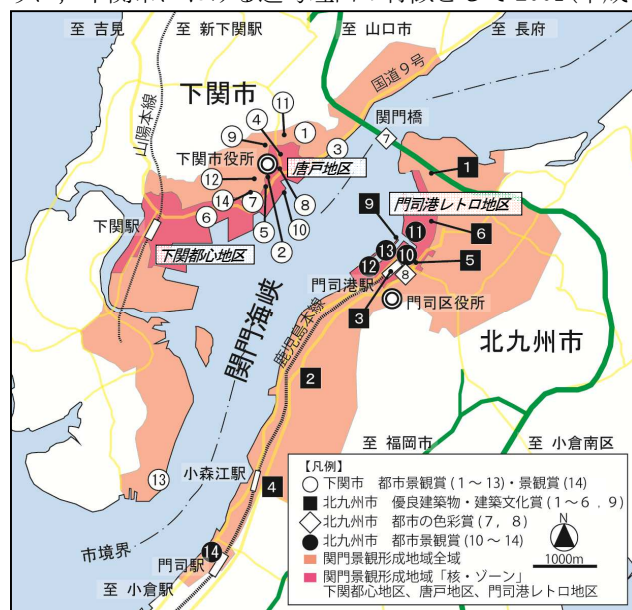


Figure 1. The location of awards¹⁾

1 : 日大理工・学部・交通 2 : 日大理工・教員・建築 3 : 日大理工・教員・交通 4 : 日大理工・院・不動産

13)年の関門景観条例の制定により「歴史・文化」から「海峡への配慮」「対岸への意識」および「周辺への調和」へと選定基準が変化の様子が伺える。これに加え、海峡や対岸への眺望が意識された建築物として『あるかぼ〜と』、視点場として『彦島南公園』が選定されるといった関門海峡を特徴づける新たな選定基準が捉えられた。










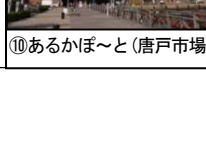



(3)北九州市における選考理由について—1981(昭和56)年から現在までの選考理由の特徴として、1993(平成5)年から「都市の色彩賞」が設けられたことから、下関市よりも「色彩」への関心が高い様子が伺える。しかし、1999(平成11)年「都市景観賞」への表彰制度の統合以降、選考理由において「色彩」が見受けられなくなった。その後、関門景観条例が制定された2001(平成13)年に受賞した『海峡プラザ』の選考理由として「海峡への配慮」が含まれているが、同年に選定された『出光美術館』から2006(平成18)年の『門司赤煉瓦プレイス』まで「歴史・文化」が選定理由に含まれている。このように、選考理由全体の特徴として、開始当初から様々な選定基準のもと建築物や構造物が表彰されている一方で、下関市にみられた「対岸への意識」に関する選考理由や海峡や対岸を視対象とした視点場作品についても見受けられなかった。

4. まとめ—両市における全体の傾向として、表彰制度の初期段階では「歴史・文化」や「周辺への配慮」が選考理由として多く、海峡への意識は伺えなかった。そのような中、下関市は2001(平成13)年以降、選考理由に「海峡への配慮」「対岸への意識」について触れ、その受賞対象は、建築物として『あるかぼ〜と』の海響館、視点場として『彦島南公園』があり、海峡および対岸を意識した眺望への関心の高さが見受けられた。一方、北九州市は、選考理由に「対岸への意識」をはじめ、海峡や対岸が眺望できる視点場作品の選定はなく関門景観への意識は希薄であった。したがって、広域景観計画の運用段階で優良な建築物の普及を図るという観点では、海峡・対岸が眺望できる視点場や、海峡・対岸への眺望に配慮した建築物等が受賞対象となることが重要と考える。さらにいえば、これまでの受賞対象のように建築物の完成形のみを評価するのではなく、前稿で述べたような対岸への眺望確保に向けた計画変更の実施といった事業者の努力が伺える建設プロセスについても適切に評価し受賞対象とすることが今後の表彰制度において望まれる。

5. 参考文献

[1] 下関市・北九州市:「関門景観基本構想」,2002. [2] 北九州市:北九州市建築都市局計画部都市計画課景観担当HP <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/utukusiikeikann/>,2012 [3] 下関市:下関市HP <http://www.city.shimonoseki.yamaguchi.jp>,2012

Table 2. The awards and the reasons for selection of each commendation system^{[1][2][3]}

年	下関市		北九州市		視点場	建築物				
	受賞対象	選考理由	受賞対象	選考理由						
1981	 ⑬彦島南公園		第1回優良建築物表彰制度(～1984年第2回)							
1983			①ノルウェー海員教会	海・山・周			第1回緑の街かど賞(～(不明)第13回)			
1987			第1回建築文化賞(～1998年第9回)※1				第1回都市の色彩賞(～1997年第3回)			
1988			②花園幼稚園<第1回>	イ・色・外			⑦壇ノ浦船だまり	◇関門橋		
1989			③JR九州門司港駅<第2回>	記載なし						
1989			④北九州市営大里一丁目団地<第3回>	周・イ					⑧山口銀行別館	⑨門司港ホテル
1991			⑤商船三井ビル<第5回>	イ・外						
1992			⑥NTT門司営業所<第6回>	外・歴						
1993			第1回都市の色彩賞(～1997年第3回)							
1995			⑦関門橋の色<第2回>	海・色			⑩あるかぼ〜と(唐戸市場)	⑭門司赤煉瓦プレイス		
1996	第1回都市景観賞(～2002年第7回)		第1回都市景観賞(～現在第5回)※2							
1996	①宮田町通り<第1回>	緑	⑩海峡プラザ<第2回>	海・山・周						
1997	②下関南部町郵便局<第1回>	歴・緑	⑪出光美術館<第2回>	歴・内						
1997	③壇ノ浦船だまり<第2回>	海	⑫海峽ドラマシップ<第3回>	内						
1998	④ロング美容室<第3回>	外・歴	⑬ホーム・リンガ商会<第3回>	外						
1998	⑤美と安らぎのある街づくり彫刻群<第3回>	歴	⑭門司赤煉瓦プレイス<第4回>	歴・イ						
1998	⑥旧山陽ホテル<第3回>	外・歴	関門景観条例制定							
1998	⑦山口銀行別館<第3回>	外・歴	⑩あるかぼ〜と<第6回>	海・山・外・内・岸						
1999	⑧旧秋田商会ビル<第4回>	外・歴	⑪うに基本舗<第7回>	周・イ・外						
2000	⑨下関市役所第一別館<第5回>	外・歴	⑫山口県労働金庫 下関支店	周・イ・外						
2001	関門景観条例制定		⑬彦島南公園	海・岸						
2001	⑩あるかぼ〜と(海響館、唐戸市場、プロムナード)<第6回>	海・山・外・内・岸	⑭やまぎん史料館	周・緑						
2002	⑪うに基本舗<第7回>	周・イ・外	第1回景観賞(～現在第2回)※3							
2002	⑫山口県労働金庫 下関支店	周・イ・外	⑭やまぎん史料館	周・緑						
2003	関門景観条例制定		第1回景観賞(～現在第2回)※3							
2006	関門景観条例制定		第1回景観賞(～現在第2回)※3							
2010	関門景観条例制定		第1回景観賞(～現在第2回)※3							
2010	関門景観条例制定		第1回景観賞(～現在第2回)※3							

※1:優良建築物表彰制度から名称変更 ※2:「建築文化賞」「緑の街かど賞」および「都市の色彩賞」を統合
 ※3:下関市と豊浦郡4町(菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町)の合併に伴い名称変更

【凡例】 ○:下関市都市景観賞・景観賞 ■:北九州市優良建築物・建築文化賞 ◇:北九州市都市の色彩賞 ●:都市景観賞
 <>:受賞時の開催回数
 ・選考理由について 海:海峡への配慮 山:山への配慮 周:周辺への調和 歴:歴史・文化 イ:インパクト 色:色彩
 外:外観デザイン 内:内装デザイン 緑:緑の豊かさ・植栽 岸:対岸への意識
 各記号内の数字はFigure 1のものに対応